

議案第 1 5 3 号

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（令和 4 年前橋市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「法別表第 2」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」及び「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第 7 条第 1 号中「法別表第 2 の第 1 欄に掲げる市の機関」及び「同表の第 3 欄に掲げる市の機関」を「市長又は教育委員会」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。